

司法書士(簡裁訴訟代理認定) 行政書士 海事代理士

村井 憲朗

MURAI Noriaki

「相続」が「争族」や「喪属」にならないための相続準備(その1)

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

相続の準備とは

本人の仕事、生活環境、健康状態、家族構成などライフスタイル全てが絡む事柄ですので、一概には言えない難しさがあります。あるデータによると日本人は、男性で平均8年程度、女性では平均12年程度、寿命を全うするまでに病院や施設で寝たきりやそれに近い状態を経て、最期を迎えるとも言われております。そうすると、ある人は独り身で身近に頼れる人もいないため、自分が倒れて寝たきりや判断能力の低下やその喪失状態になったときには財産の管理・

身上監護などについて、司法書士などの専門職後見人とあらかじめ任意後見契約を締結し、準備をしておくのかもしれない。ある人は、子供に身体や精神に障害があり、自分が倒れたり、死亡する前に子供の生活支援・財産管理について、予め成年後見人等を家庭裁判所に申立て、選任しておくのかもしれない。また、ある人は、自分が倒れても家族が面倒を看てくれるので心配していないが、自分が亡くなった後には、家族が相続でもめ一家離散となることを心配し、遺言書を残しておくのかもしれない。

遺言書作成における考慮点・注意点について

民法上には、幾つか遺言の方式について規定がありますが、皆さんが通常お考えになる必要があるものは、大きく分けて、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つがあります。

自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・氏名を自書し、これに押印をすることにより成立します。この方式は、字が書ける方であれば、いつでもどこでもできますので、費用もかからない手軽な方式ですし、遺言の存在自体を秘密にしておくこともできます。但

し、遺言者が死亡後、家庭裁判所にて相続人等の立会いのもとで開封する「検認」手続きが必要となること、遺言書の偽造・変造・滅失・未発見の危険性があること、方式違反で無効となる恐れがあり、遺言書の内容を由としない相続人による遺言無効の訴えなどが提起される場合も少なくないことから、家族の末を案じた遺言者の本意に添わない結果となる危険性があります。

公正証書遺言は、公証役場の公証人が法律に規定された方式に従って、遺言者及び証人2人の前で作成することで成立します。この方式は、遺言者の有する財産の額により公正証書遺言作成手数料を公証人に支払う必要がありますが、公証役場の公証人という公的な機関が行うことから、裁判所による前記の「検認」手続きが不要となり、そのような理由から、たとえ遺言書の内容を由としない相続人がいたとしてもその者からの遺言無効の訴えなどは提起されにくく、遺言者の本意に添う結果に結びつけられる可能性が極めて高いといえます。

遺言作成方法が決まった後は、遺言の内容を決める必要があります。

例えば、「子供の1人のみに全財産を相続させる」という内容の遺言がしたいと考えていても、その他の相続人の性格や状況を頭に入れた上で、遺留分と遺留分行使の可能性を考慮して、遺言書作成をしてゆく必要があります。そこで考えて遺言書を作成しておかないと相続人同士の紛争「争族」が発生し、一家離散を招きかねないといえます。

その他の例としては、両親や祖父母と兄は既に他界し、独身の本人には、相続財産として会社に貸している不動産があり、相続人としては、共同で会社を営んでいる弟と疎遠な兄の子(長男・二男)がいるような場合に、本人が亡くなった場合に、弟(あるいは弟が本人よりも先に亡くなった場合には経営に携わっている弟の子)に相続させる旨の遺言を残しておく必要があります。これをしておかないと相続人となった弟だけでなく、兄の長男・二男も相続人として存在することとなります。相続人が兄弟姉妹のみ(兄弟姉妹の子を含む)の場合には、遺留分が発生することはありませんので、この場合の本人は、上記の旨の遺言をしておくことによりトラブルを回避し、遺言者本人の本意に添う

結果に結びつけられます。但し、事業が絡むこのような案件については、税務観点の考慮が必要な場合があります。ゆえに、税の専門家である税理士のアドバイスを貰って遺言書作成をすすめることで、残された弟家族に、より負担をかけることなく相続ができる可能性が高まることを申し添えます。

任意後見契約
☐ 財産管理
☐ 身上監護
☐ 公正証書
成年後見制度
☐ 財産管理
☐ 身上監護
☐ 家庭裁判所
遺言書
☐ 自筆証書遺言
☐ 公正証書遺言
☐ 遺留分

＊次回は「相続」が「争族」や「喪属」にならないための手続きについてお話しします。

司法書士(簡裁訴訟代理認定)
行政書士 海事代理士

村井憲朗氏

●プロフィール(ムライ ノリアキ)
村井総合法務事務所 所長
相続・遺言・成年後見制度などの高齢化社会への対応業務を中心に不動産・商業法人などの登記業務、訴額140万円以下の民事裁判業務、農地転用・建設業・運送業・船舶免許更新業務をはじめとした官公署許認可届出申請業務などの幅広い業務を行う。

